合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年三月二十六日

福岡市博多区堅粕四丁目二三番一一号

（甲）株式会社Ｍｉｔｓｕｉ

代表取締役　岩下　卓世

福岡市博多区堅粕四丁目二三番一一号

（乙）有限会社ミツイ商事

取締役　岩下　卓世

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のカスタマー・ケア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十九日

掲載頁　六十八頁（号外第八十五号）

平成二十六年三月二十六日

東京都江東区東陽六丁目三番二号

（甲）日本コンセントリクスビズインテック株式会社

代表取締役　松本　芳武

東京都江東区豊洲五丁目六番五二号ＮＢＦ豊洲キャナルフロント

（乙）日本アイ・ビー・エム・ビズインテック株式会社

代表取締役　田中　修一

効力発生日変更公告

当社は、平成二十六年四月一日予定の吸収合併の効力発生日を平成二十六年四月十一日に変更いたしましたので公告します。

平成二十六年三月二十六日

東京都中央区八重洲二丁目七番一二号

（甲）株式会社シャフト

代表取締役　永井　鑑

東京都渋谷区代々木一丁目一三番八号

（乙）株式会社エスジーエヌ

代表取締役　永井　鑑

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百三十万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月二十七日であり、株主総会の決議は、平成二十六年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十五年十月十一日

掲載頁　二頁

平成二十六年三月二十六日

東京都港区東麻布一丁目二八番一三号

株式会社ＨＣＭ

代表取締役　山崎　明敏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年三月二十六日

三重県四日市市安島一丁目二番五号

株式会社ザラボ

代表取締役　山田　元樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年三月二十六日

大阪市中央区博労町三丁目四番一三号

有限会社マルテン

取締役　河合　秀浩

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年三月二十六日

東京都渋谷区桜丘町一二番一〇号

株式会社レアジョブ

代表取締役　加藤　智久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年三月二十六日

北海道浦河郡浦河町昌平町西通二八号

株式会社早坂組

代表取締役　小原巳智男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤陽が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月二十六日

東京都港区新橋三丁目三番一四号田村町ビル四階Ａ－一号室

ＣＬＩＣＫ　Ｍａｒｉｔｉｍｅ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者　佐藤　陽

限定承認公告

本籍愛媛県松山市道後今市一〇三八番地八、最後の住所埼玉県所沢市大字下安松四四三番地の三〇　被相続人　亡　川口　和子

右被相続人は平成二十五年十二月三日に死亡し、その相続人は平成二十六年三月十四日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十六日

埼玉県所沢市大字下安松四四三番地の三〇

限定承認者　川口　弘子

限定承認公告

本籍岐阜県恵那市武並町藤四七三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　政廣

右被相続人は平成二十五年十二月六日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十四日岐阜家庭裁判所中津川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十六日

岐阜県多治見市小田町六丁目四八番地　冨田法律事務所

限定承認者伊藤和代

代理人弁護士　冨田　武生

訂正公告

平成二十五年九月二日（号外第一九二号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、④「取締役　鬼沼健男」とあるは「取締役　王建」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年三月二十六日

福岡市中央区春吉一－一－一フミヤ２Ｆ

建宇商事有限会社

取締役　奥羽　健明

正誤

ページ	段	行	誤	正
二下		終りから一〇	セティ・ナルギナルギス・セティ	セティ・ナルギナルギス・セティ
二二		終りから五	セティ・ナルギナルギス・セティ	セティ・ナルギナルギス・セティ

平成二十五年十一月二十日外務省告示第三百四十二号（空港保安強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

平成二十六年二月二十七日外務省告示第六十四号（シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二下		終りから一〇	セティ・ナルギナルギス・セテ	セティ・ナルギナルギス・セテ
三一	上	終りから一	昭和26年４月１日	昭和21年４月１日

平成二十五年十一月二十日外務省告示第三百四十二号（空港保安強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

平成二十六年二月二十七日外務省告示第六十四号（シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十六日付第六四号三
達第五五号四八ページ●二
二ページ●同日付第六五号九六ページ●同日付政府調
月六日付参会第四号一二ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）